

柏崎市告示第13号

新潟県柏崎市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い実施要綱を次のように定め、令和4年4月1日から実施する。

令和4年（2022年）1月27日

柏崎市副市長 西 卷 康 之

新潟県柏崎市介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い実施要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第45条第1項に規定する居宅介護住宅改修費又は法第57条第1項に規定する介護予防住宅改修費（以下「住宅改修費」という。）の支給について、法第41条第1項に規定する居宅要介護被保険者又は法第53条第1項に規定する居宅要支援被保険者（以下「被保険者」という。）の一時的な経済的負担を軽減するために実施する住宅改修費の受領委任払いについて必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅改修 法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する手すりの取付けその他の厚生労働大臣が定める種類の住宅の改修をいう。
- (2) 事業者 法第45条第1項又は法第57条第1項に規定する住宅改修を行う者をいう。
- (3) 受領委任払い 住宅改修費の支給を受ける被保険者が当該住宅改修費の受領を事業者に委任した場合において、市が事業者に対して住宅改修費を支払うことをいう。

（対象者）

第3条 住宅改修費を受領委任払いにより支給申請することができる

被保険者は、次の各号の全てに該当する者とする。

- (1) 法第66条第1項に規定する支払方法変更の記載のない者
- (2) 法第68条第1項に規定する保険給付差止の記載のない者
- (3) 法第69条第1項に規定する給付額減額等の記載のない者
- (4) 要介護（要支援）認定の申請（新規申請、変更及び更新申請）中でない者
- (5) 病院等に入院していない者及び介護保険施設に入所していない者

（事業者の登録）

第4条 市長は、住宅改修費の受領委任払いの取扱いができる事業者の登録を行うものとする。

2 住宅改修費受領委任払いの取扱いについての登録を受けようとする事業者は、施工事業者ごとに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書（別記第1号様式）に介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱いに関する誓約書（別記第2号様式）を添えて市長に提出しなければならない。

3 市長は、前項に規定する申請の内容を審査し、住宅改修費の支給に係る受領委任払い取扱事業者（以下「取扱事業者」という。）として登録を行ったときは、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録通知書（別記第3号様式）により当該取扱事業者に通知するものとする。

（変更等の届出）

第5条 取扱事業者は、申請時における登録事項に変更があったときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱事業者変更届出書（別記第4号様式）により市長に届け出なければならない。

2 取扱事業者は、登録に係る事業を廃止し、休止し、若しくは再開するとき、又は登録を辞退するときは、速やかに介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱事業者（廃止・休止・再開・登録辞退）届出書（別記第5号様式）により市長に届け出なければならない。

（取扱事業者の責務）

第6条 取扱事業者は、関係法令等を遵守するとともに、被保険者の心身状況等に応じて適切な対応を行うよう努めなければならない。

(登録内容の情報提供)

第7条 市長は、被保険者に対し、取扱事業者の名称、所在地等について情報提供を行うものとする。

(登録の取消し)

第8条 市長は、取扱事業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、取扱事業者の登録を取り消すことができる。

- (1) この要綱に定める手続を行わなかった場合
- (2) 取扱事業者の責めに帰すべき事由により、被保険者の身体、財産等に損害を与えた場合
- (3) 不正な手段により、取扱事業者の登録を受けた場合
- (4) 不正な手段により、住宅改修費の請求を行った場合
- (5) その他市長が取扱事業者として不相当であると認めた場合

2 市長は、前項の規定により登録を取り消したときは、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録取消通知書(別記第6号様式)により当該取扱事業者に通知するものとする。

(支給の申請、住宅改修の承認等)

第9条 受領委任払いによる住宅改修費の支給を受けようとする被保険者(以下「申請者」という。)は、住宅改修の工事を行う前に介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書(受領委任払い用)(別記第7号様式)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修が必要な理由書
- (2) 見積書及び内訳書
- (3) 住宅改修前の状態が確認できる写真等
- (4) 図面
- (5) 承諾書(住宅の所有者が被保険者でない場合)

2 市長は、前項の規定により提出された書類を審査し、当該申請に係る住宅改修の承認をしたときは、介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費事前申請確認書(別記第8号様式)により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、取扱事業者に対してその審査

結果を通知するものとする。

3 前項に規定する承認を受けた申請者は、住宅改修の工事完了後、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 住宅改修に要した費用に係る領収証原本
- (2) 請求書及び内訳書
- (3) 住宅改修後の状態が確認できる写真等

4 第1項及び第3項の場合において、取扱事業者は、当該被保険者から依頼を受けたときは書類提出の代行を行うことができる。

(支給等の決定及び支給)

第10条 市長は、前条第3項の規定による書類を受理したときは、内容を審査の上、支給又は不支給を決定し、介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給（不支給）決定通知書（別記第9号様式）により申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、住宅改修費の受領委任を受けた取扱事業者に対して介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（居宅介護（介護予防）住宅改修費）（別記第10号様式）により通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により受領委任払いによる住宅改修費の支給を決定したときは、速やかに住宅改修費を当該取扱事業者に対し支払うものとする。

(受領委任払いによる支払の中止)

第11条 市長は、取扱事業者又は被保険者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、受領委任払いによる住宅改修費の支払を中止することができる。

- (1) 誓約書及びこの要綱に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 住宅改修費の申請に事実と異なる内容が認められたとき。
- (3) その他受領委任払いによる住宅改修費の支給を認めることが不相当と市長が判断したとき。

(返還)

第12条 市長は、受領委任払いにより住宅改修費の支払を受けた取扱事業者が、偽りその他不正の手段により支払を受けたときは、当該住宅改修費の全部又はその一部を返還させることができる。

(その他)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

(準備行為)

2 受領委任払い取扱業者の登録等のために必要な手続は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

前 文 (抄) (令和 5 年 4 月 1 日告示第 6 2 号)

令和 5 年 4 月 1 日から実施する。

附 則 (令和 5 年 4 月 1 日告示第 6 2 号)

(経過措置)

1 この要綱の実施の日前に既に改正前の新潟県柏崎市介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費受領委任払い実施要綱の規定により提出されている書類は、改正後の新潟県柏崎市介護保険居宅介護 (介護予防) 住宅改修費受領委任払い実施要綱の規定により提出された書類とみなす。

2 この要綱の実施の際改正前の様式による用紙で現に残存するものは、当分の間、そのまま使用し、又は所要の調整を加えて使用することができる。